

## 製材業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	16~17	集成工場内の4面ホルダーで材料の切削作業中、機械の定盤の上に付いた物を取ろうとした際に、回転している刃物に左手前腕が接触した為巻き込まれてしまった。	57	30~49
3	14~15	工場内で、廃材をオガ屑製造機に入れオガ屑を作る作業中、廃材が食い込み機械が動かなくなったため、押さえをチェーンブロックでつり上げ廃材を取り除いた後に、少しの材が残っているのに気づき送りローラーで押し出そうとローラーのスイッチを入れようとしたところ、鋸のスイッチを押して作動させてしまったため、右手指と甲が鋸に触れ負傷した。	65	1~9
3	9~10	工場内にて製材品の送材車テーブルでの作業中、製材品を移動するためのローラ（送り）に切りおとした廃材が引っかかり、取り除こうとした際にスイッチに手が触れ、ローラが下がり、右手を挟んだ。	74	1~9
3	16~17	工場内で機械を使用して木材を加工する際に、機械に設置されている刃物に付着したゴミを取り除こうとした。電源を落とさずに作業を行ったため、手を挟み右手親指と人差し指の間を切傷した。	55	50~99
3	15~16	事業場内で、次の段取りを話しながら、木材を手押しカンナで削っていて、材料の長さがもっとあると思って手を出したところ材料がなく、左手中指を削ってしまった。	45	10~29
3	8~9	工場で屋根加工をしているとき、フリークロスで安全カバーはついているが、ノコが上がりきっていなかったため安全カバーの下に手が入り、ノコの空回りに軍手が絡まってしまい、右手甲の親指付け根から手首にかけて11針縫うケガをした。	34	30~49

3	8~9	製材機の所で原木を製材中、原木がずれないように右手で押さえて切っている時、通常は鋸手前20cmの所で手をどけるところ、鋸まで手を持っていってしまい右手親指を負傷した。	69	30 ~ 49
3	16~17	木材を製材するギャングプレーナで丸鋸の掃除をしようとして、2枚の丸鋸のうち、手前1枚は静止し、奥の1枚はまだ惰性で回っている状態で、手前の鋸が止まっているので奥も止まっていると思い込み、手が丸鋸に当たり裂傷した。	32	1~ 9
4	17~ 18	工場内において製函作業中（エアー式の）釘打ち機を使用していた。打ち込んだ時に釘打ち機の先端が下に敷いていた鉄板に当たり、跳ね返った様になり誤って釘を右足の上に発射し、安全靴を着用していたが貫通してしまった。	60	1~ 9
5	13~ 14	工場内のバンドソー機で木板（ゴム集成材、3200×135×25）を1人で加工（中カット）中に、途中で木板が入って行かなくなり、とっさに右手で板を押そうとし、誤って刃に接触し負傷した。	33	1~ 9
6	16~ 17	加工場において、3人でカンナ掛けをしていた際、電動カンナで角材を上から押しつけカンナ掛けしている最中に、木材の先端を持っていた右手が滑り、手袋のまま巻き込まれ、右手人差し指第一関節より切断した。	42	1~ 9
6	15~ 16	工場内において、パレット製造過程における釘打ち作業中に、誤って鉄砲釘打ち機のエアホースに足をとられ、その際に釘打ち機から釘が発射し、右足を受傷した。	24	30 ~ 49
7	11~12	製材工場のローラーテーブル式帯のこ盤で木材を製品に加工する作業中、仕切り板に端材が引っかかり、その端材を取ろうとして左手人差し指が刃に触れ負傷した。	63	10 ~ 29
7	5~6	工場内のNC加工機でCLTの成形加工を行っている時、NC加工機のルーター部動作中に機械を停止せずに寸法の確認を行ったために、ルーター軸に追従してきた丸鋸刃（停止中）で右腕を負傷した。	33	100 ~ 299
7	18~ 19	本社工場内で機械を横切機でカットする作業中、カット後の端材の除去処理をしようと右手で材料を押え左手で除去する際、誤って足でフットスイッチを踏み安全カバーが下がり、材料との間に手が挟まれ丸鋸が上がって右手親指を切断した。	57	50 ~ 99

7	10～ 11	当社にて、カッターでひもを切ろうとした際に、勢い余って右の太ももを切ってしまい負傷した。	28	1～ 9
9	10～ 11	機械（トリーマー）で長さ3650m/m材3000m/mにカットしていたところ、端材を処理するベルトコンベアにカットした材料が引っかかりそれを除去する為、一段下に降りる時足元に気をとられ、右手が廻っている丸鋸に触れ、薬指小指を切断した。	30	50～ 99
9	11～ 12	木材加工用モルダールのハナ取り中、木材加工用ダストの吸い込みを確認するために加工機の刃と接触し、左母指の皮膚を欠損した。	55	10～ 29
9	23～ 24	加工済み後の木材加工場において、カッターナイフ使用し、右手で木材片の除去作業中、急いだあまり、当該カッターナイフにより、左手甲部親指付近より裂傷。本来はノミにての作業が適切である。	38	30～ 49
10	17～ 18	製材工場で、横切機でフローリング原板のカット作業中、チップソーが戻るのを確認しないまま原板を横切台から下ろそうとして、誤って左手をチップソーに触れ左手人差指を負傷する。	53	10～ 29
10	16～ 17	BOセット用に、ハンドソーでカットしたゲタ材を取ろうとした時、まだ惰性で回転していた鋸の刃に右手の甲が接触し負傷した。	36	10～ 29
10	16～ 17	杭木の先を落としていたところ、長かったので、杭木を横にし長さを揃えようと切ったら、右手にはめていた手袋の親指部分が丸側に巻き込まれ親指の先を切断した。	47	100～ 299
11	11～ 12	作業場で、送材車から流れてくる板（長さ12尺）を、6尺の長さに切る作業中、誤って丸鋸に手が触れてしまい、右指（第4、5）を負傷した。作業中、手袋は着用していた。	37	10～ 29
11	16～ 17	木製品の加工のためチェーンソーで原木を切っていた時、チェーンソーを回転させたまま、原木を移動させようとして、左足膝を切創した。	59	1～ 9
		耳摺機で作業中、板が落ちなかったので除去しようとして、誤って指（親指）が触		10

12	10~11	れたため負傷した。	47	~
				29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)